

群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員条例

平成19年3月27日

条例第20号

改正 令和4年2月9日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、群馬県後期高齢者医療広域連合監査委員（以下「監査委員」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定期監査)

第2条 監査委員は、法第199条第4項の規定による監査を行うときは、監査期日前7日までに、その期日を広域連合長及び監査の対象となる機関（以下「広域連合長等」という。）に通知しなければならない。

(令4条例1・全部改正)

(随時監査)

第3条 監査委員は、法第199条第2項、第5項又は第7項の規定による監査を行うときは、監査期日前5日までにその期日を広域連合長等に通知しなければならない。

(令4条例1・一部改正)

(現金出納検査)

第4条 法第235条の2第1項の規定による現金出納の検査は、毎月28日に行う。ただし、その日が群馬県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例（平成19年広域連合条例第2号）第2条第1項に規定する広域連合の休日に当たるとき又は特別の理由があるときは、期日を変更することができる。

(令4条例1・全部改正)

(請求又は要求による監査)

第5条 監査委員は、法令の規定による監査の請求又は要求があったときは、7日以内に監査に着手しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(令4条例1・一部改正)

(公表)

第6条 監査委員の行う公表は、群馬県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年広域連合条例第1号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示して行う。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、監査委員について必要な事項は、監査委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年2月9日条例第1号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。